経済産業省

資料１０

高度化法の中間目標について

資源エネルギー庁

2022年12月21日

はじめに

- 前回（11/30)の本作業部会では、第二フェーズにおける高度化法義務達成市場の最低価格や具体的なグランドファザリング（以降、GF）の漸減方法及び漸減率、また当該フェーズにおける、配慮措置の具体的な内容について御議論いただいた。
- 当日の御議論においては、証書の最低価格やGFの具体的な漸減策（方法、漸減率）について大きな異論はなかった。また、配慮措置についても、未達成後の事業者に対する取り扱いなどについて御意見をいただいた。
- また、GFを引き下げた後の具体的な需給バランスを決めていく際には、市場メカニズムが適切に働き適正な価格付けがなされるような水準を検討すべき旨の御意見もいただいた。
- 今回は、GFの漸減率を踏まえた23年度の証書の需給バランスを改めて示しつつ、第二フェーズにおける具体的な需給バランスについて、前回の御意見も踏まえ事務局からの考えを提示した上で、御議論いただきたい。
- またあわせて、前回具体的にお示しした第二フェーズの配慮措置について、より内容について御議論いただき、当該フェーズの措置内容を固めていただきたい。

【参考】（各論）第二フェーズ検討における主要論点と検討の視点

第67回 制度検討作業部会
（2022年6月22日）資料6

- 前掲における第一フェーズの現状・課題を踏まえつつ、今後の第二フェーズの制度設計においての検討の視点を以下に整理。

主な論点	第一フェーズでの内容	今後の検討の視点（例）
対象範囲	年間販売電力量 ５億kWh以上	□ 現状の対象範囲で、国内の需要をどれだけ賄っているか。 □ 対象事業者の範囲をどうするか。
対象証書	非FIT非化石証書 （再エネ指定/指定なし） ※20年度のみFIT証書も対象	□ FIT証書の取り扱いをどうするか。 □ 非FIT証書の需要家への直接購入との関係をどのように考えていくか。
	証書の需給バランスを基に外部調達比率を設定 ※20年度のみ設定が異なる	□ 需給バランスの考え方をどのようにするか（証書の対象範囲をどこまでにするかで変わるか） □ 需給バランス以外にも、一定の算定方法がありうるか。 □ 証書の売れ残りも発生していることについてどのように考えるか。
目標値の設定方法	事業者毎に化石電源グランドファザリングを設定	□ これまで同様、ある基準年における非化石電源比率から、グランドファザリングを設定していくか。 □ 過去の検討事項にもあるように、グランドファザリングの段階的削減を基本としていくか。 □ そもそものグランドファザリングも在り方に再考が必要か。その場合、どういった考え方があるか。

【参考】（各論）第二フェーズ検討における主要論点と検討の視点②

主な論点	第一フェーズでの内容	今後の検討の視点（例）
評価方法	３カ年平均での評価 達成/未達成を 事業者ごとに公表	□ 複数年の平均による評価が証書の売り手・買い手の取引においてどのような影響を及ぼすか。 □ 単年度毎による評価の場合に、未達成になる場合の具体的な対応はどのようになるか。
価格水準	最高価格　1.3円/kWh 最低価格　0.6円/kWh	□ 現状の価格水準は、売り手および買い手においてどのような影響を与えているか。 □ 価格の変更が仮に行われる場合、上記双方にどういった影響を及ぼすことになるか。 □ 再エネ価値取引市場における最低価格(0.3円/kWh)との価格差をどのように考えていくか。 □ 一定の閾値をなくし、市場の需給にゆだねるにはどういった課題が残されているか。
証書購入費用と料金の在り方	事業者の創意工夫により 需要家へ転嫁 または事業者負担	□ 現状の小売事業者が非化石証書の環境価値の費用を需要家にどれだけ求めることができているか。 □ 競争環境にある小売事業者に対して、一律の転嫁を認めることをどのように考えるか。

【参考】第72回　本作業部会における主な御意見（最低価格、GF漸減策等について）

- 非FIT証書の最低価格について、0.6円/kWhを維持する事務局案は、非化石電源の維持拡大という制度趣旨を受けたものと理解。他方で、小売電気事業者が需要家に対して証書価値を訴求しやすい環境の整備も重要な視点。
- 非FIT証書の需給バランスについて、グランドファザリング（以下、GFとする。）の漸減率案について異論は無い。GFを踏まえた需給バランスについて、単年度評価により需給バランスの想定は大きく変動しにくくなることも想定されるが、最低価格に張り付かないよう引き締めていくことが必要。
- 配慮措置について、考え方に異存はないが、措置の対象となる未調達事業者に対して翌年度の必要量に上乗せするなどの方策で公平性を維持することも必要となる。他方で、必要調達量を確定する時期と需給バランスを考慮する時期のミスマッチなどの理由から実務上の困難性も存在し得る。
- GFについて事務局案に賛同。本来であれば第三フェーズも考慮した長期の視点で基準値を決めることが望ましい。
- GFについて、引き下げに伴って内外無差別の重要性が更に増す。透明性が担保されていれば引き下げることの弊害は相対的に小さくなる。
- GFについて、引き下げる方向性は正しい。水準については議論の余地があるが妥当ではある。
- 需給バランスについて、急激に引き締めることでひっ迫するリスクはあるので配慮は必要だが、１に近づけていく方向性であるべき。原子力の再稼働を進めていく中で、供給計画と実績値の乖離によって供給が余剰になる可能性も考慮して需給バランスを検討する必要がある。
- 非FIT証書について、最低価格の維持及びGFの見直しに賛同。需給バランスについて、市場メカニズムの中で非化石価値を適正に評価する観点から、GFの水準に関わらず、1から大きく乖離しない水準で設定することが望ましい。
- 高度化法義務の共同達成について、小売のM&Aも活発化すると見込まれるので、共同達成は全体的な目標達成にも資するものと考えるため、第二フェーズでの採用について賛同。

１．高度化法義務達成市場の足下の動向

２．2023年度の需給バランスについて

３．配慮措置について

高度化法義務達成市場の足下の動向

- 本市場については、制度見直し後の初回オークションである昨年8月の取引以来、再エネ指定及び再エネ指定なし双方とも、売り手側の入札量に対し買い側が比較的少ない状況が続いており、約定量も低位に推移していた。
- 一方、前回の22年度第2回オークションにおいては、上記いずれの種類の証書取引においても、買い手側の入札量が売り手側を大きく上回っており、買い手側で未約定が生じる、上記傾向とは全く正反対の事態が生じている。
- 買い手側における未約定が生じるということは、義務履行の環境に大きな変化が生じていることにもなるため、今後、前回オークションと同様な事象になりうるか、また相対取引の状況にも変化が生じているかは引き続き注視する必要がある。

【参考】2022年度第2回オークション結果（高度化法義務達成市場）

- 11月末に高度化法義務達成市場における2022年度第2回オークションが行われ、前回（8月）オークションと比べ、買い手側の入札量が大幅に増加。再エネ指定なしにおいては、売り入札量全量が約定された一方、買い手側で未約定が生じた。

□ 再エネ指定　　：約定価格 **0.6円/kWh** / 約定量 **約35.7億kWh**

□ 再エネ指定なし　：約定価格 **0.6円/kWh** / 約定量 **約21.5億kWh**

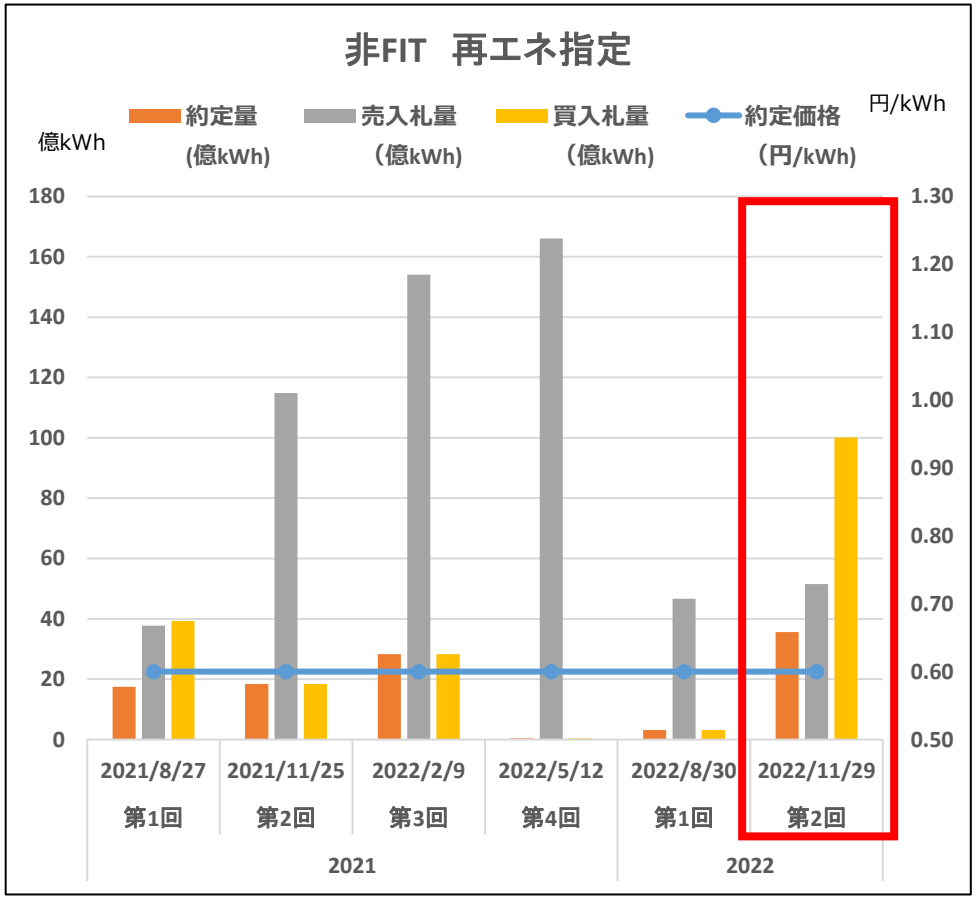

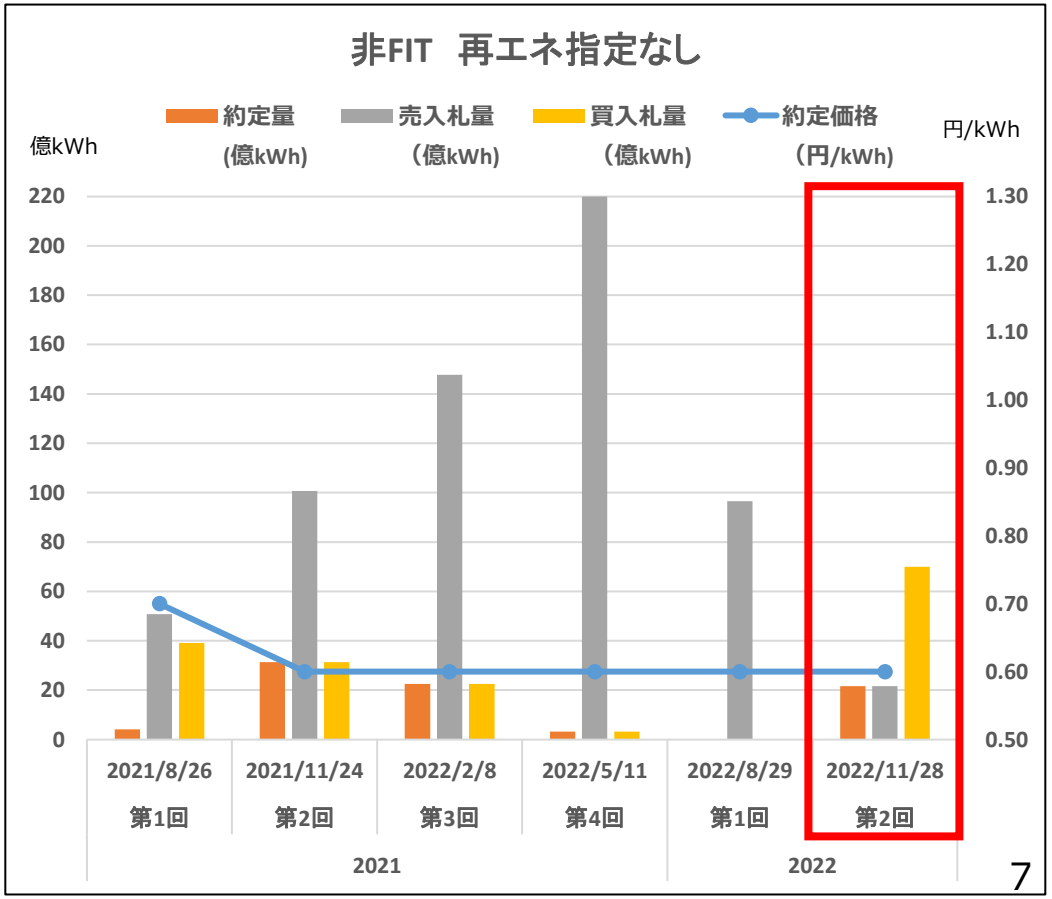

【参考】外部調達量で見た場合の証書の調達必要量と実績量の推移

- 2020～2022年度の対象事業者における証書の外部調達必要量と実績量（※22年度は見込み）の推移は、以下のとおり。現時点において、3年間合計の外部調達量は、必要量を200億kWh以上下回る見込み。

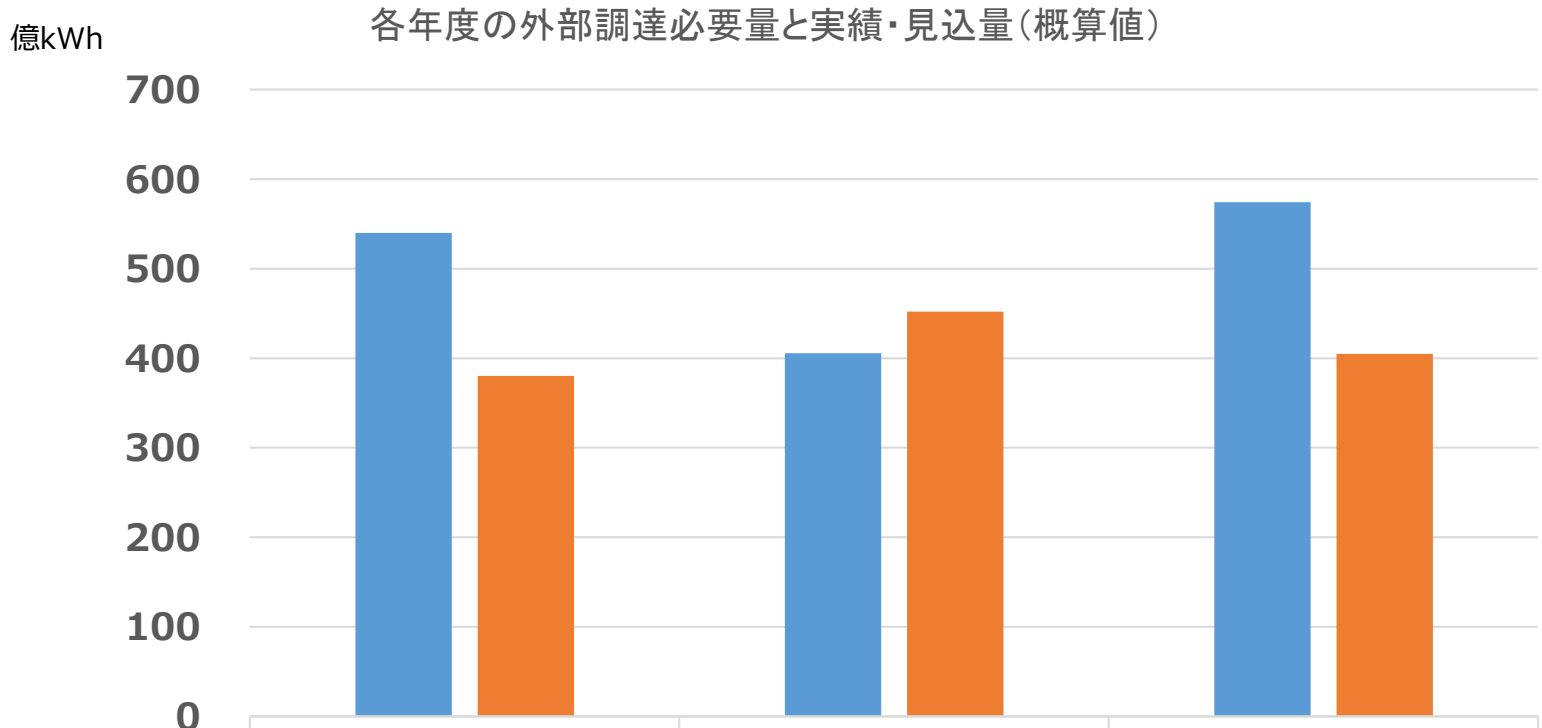

	2020年度	2021年度	2022年度
外部調達必要量	540	405	574
調達実績・見込量	380	452	405

（注１）外部調達必要量と実績量は、第一フェーズの３カ年とも中間目標の対象である事業者の量（ただし、一部事業者は目標対象外となっている）。
（注２）20年度については、対象事業者の目標値と余剰非化石電気相当量から試算。
（注３）旧一電については、社内・グループ内取引量を控除した量を試算。　（注４）22年度の外部調達必要量は、アンケートの販売電力量から試算。
（注5）20、21年の実績量は達成計画の証書購入量を利用。22年はアンケート内容を利用。ただし、一部の事業者はアンケート調査時点で具体的な調達量を未定と回答。

1．高度化法義務達成市場の足下の動向

2．2023年度の需給バランスについて

3．配慮措置について

2023年度の需給バランスについて

- 第二フェーズのGFは、漸減方法を3年間を通じて同一とする点や、その漸減率を、GF設定基準年(2018年度)から足下に至る対象事業者全体の非化石電源比率の向上率を基に、当該基準値から6%引き下げることとする提案に大きな異論はなかった。
- 他方、6%引き下げた後の2023年度の証書の需給のバランスを検討するにあたっては、供給計画に反映されていない原子力の再稼働による影響や、市場メカニズムの中で適正な価値付けされることが望ましいことから、現行よりも需給バランスを1に近づけるべき御意見もいただいた。
- 今回は、改めて6%引き下げ後の需給バランスを示しつつ、現行の需給バランス（1.2=供給が需要の2割増し)が取り決められた経緯やその後の動向も踏まえつつ、第二フェーズにおける需給バランスをどのようにするか、案を示しながら御議論いただきたい。

【参考】第二フェーズにおけるGFの具体的措置について

- **グランドファザリング（GF）の見直し**について、前回の本作業部会においては、小売電気事業者の非化石電源の利用の遅れを是正し、非化石電源の維持・拡大を促す観点から、**漸減させていく方向性について、特に大きな異論はなかった**。
- 他方、その実施に当たっては、小売電気事業者の競争環境や事業環境にも配慮することが必要である旨の御意見をいただいている。
- このため、**GFの漸減方法**については、第二フェーズの３年間において、毎年度減らしていく方法と、第一フェーズと同様に一定とする方法が考えられるが、毎年度の証書の需給バランスに与える影響を抑制する観点から、**3年間を通じて同一とすることとしてはどうか**。
- また、**漸減率**については、元来、小売電気事業者の非化石電源の調達環境に配慮して設定されたことを踏まえ、GFを設定した**2018年度以降の小売電気事業者の平均的な非化石電源比率の変化を反映することとしてはどうか**。
- 具体的には、平均非化石電源比率が2018年度の22.8%から2021年度に28.8%へ上昇していることを踏まえ、**３年分の上昇率である6%を第二フェーズにおけるGFの設定基準値から引き下げることはどうか**。

【参考】GF量を漸減させる際のイメージ

第二フェーズ全体のGF削減量	GF設定の基準値（2018年度の非化石電源比率の平均）(A)	2018年度の非化石電源比率10%の場合(B)	GF量（A）－（B)
現状	22.8%	10.0%	12.8%
6%引下げケース	16.8%	10.0%	6.8%
1/2分引下げケース	11.4%	10.0%	1.4%

【参考】化石電源グランドファザリングの具体的考え方

- 制度設計当時に活用可能であった2018年度の対象事業者の非化石電源比率を用いて、対象事業者全体の非化石電源比率の平均値と各社の比率を比較し、平均値より下回る分をGF（パーセントポイント）として設定。目標値から当該GF分だけ控除している。
- また証書の売り手として電源を有する事業者（主に旧一電）において、グループ内で取引可能となる内部取引量の算定においても、当該全国平均値を基準に設定されている。

第一フェーズでのGFの設定の考え方

- □ GF設定基準との差がGF。
- □ 売り手となりうる事業者（主に旧一電）では内部取引量をGF基準値又はGF適用量までとしている（激変緩和量控除後）。
- □ 濃い水色が市場・相対への供出可能量。

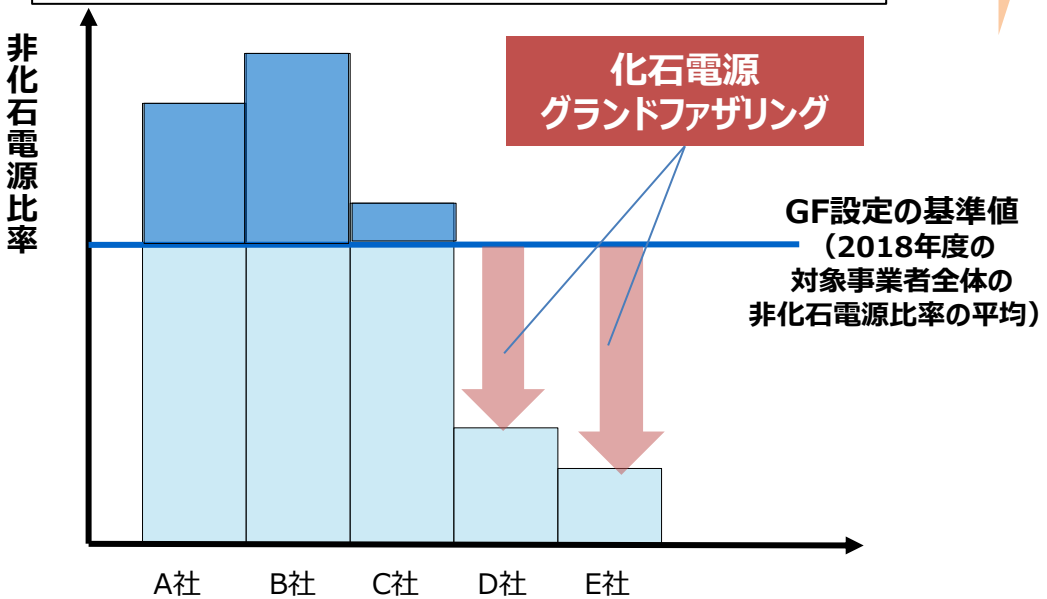

GFを漸減させる方法・影響

- □ **GF設定基準を下げることで、GF量が減少**。
- □ 売り手となりうる事業者（主に旧一電）での内部取引量が減少（＝**市場や相対など外部への証書供出量が増加**）。濃い水色部分が増加。

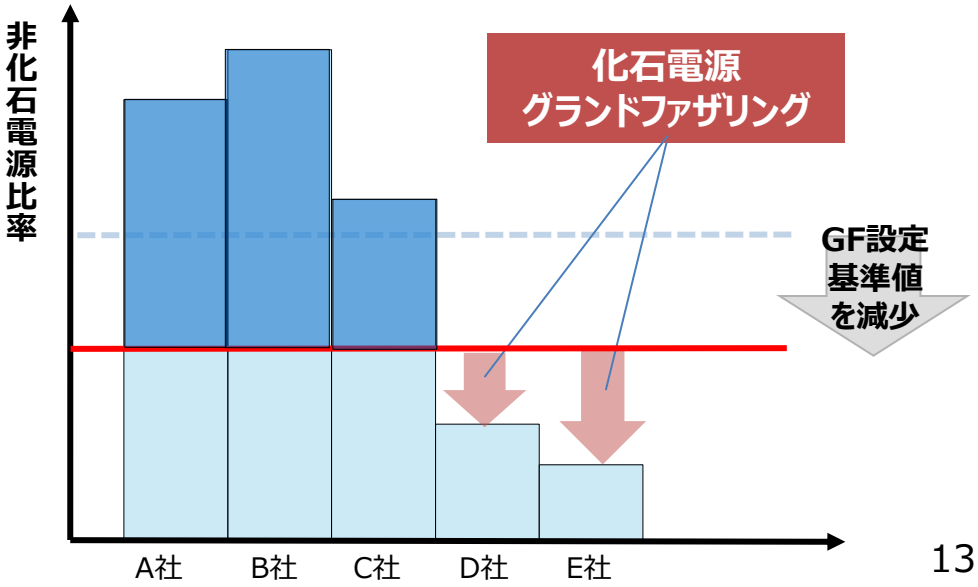

第二フェーズの需給バランスについて①

- 第一フェーズの需給バランスを決める際には、需給のいずれか一方が極端に多くなることをあらかじめ定めることで、価格が一定の値に張り付き、市場本来の価格変動が生じない事態は避ける必要があるとした。
- これを踏まえ当時は、供給側の減少リスクを過度にバランスに含めることによる売れ残りリスクを考慮しつつ、他方、スポット市場程には流動性が高くないと思われる本市場においては、取引参加者への配慮として一定程度供給量に余裕を持たせることとし、最終的に需給バランスを外部調達量の2割程の余裕を持たせる形にした（つまり、1.2程度）。
- その後、第一フェーズの目標達成状況に関する定期的なアンケートや市場取引の推移を見るに、買い手側の需要量は供給量に比べて弱い状況が続いており、市場価格が最低価格に張り付いている要因の一つになっていると考えられる。

  ※ただし、直近11月のオークションでは、売り切れが生じており、今後の動向を注視する必要がある。
- 前回の本作業部会においても、市場メカニズムを通じた価格形成を求める御意見があり、また今後の電力の脱炭素化に向け既存の非化石電源の最大限の活用も予定されている中であり、第二フェーズの基本的な方向性も踏まえ、**第二フェーズにおいてはこれまでの需給バランスを再検討することしてはどうか**。

第二フェーズの需給バランスについて②

- 前回より別途検討している配慮措置が特例的な対応であることを踏まえれば、需給双方における一定の事象に対応可能な余裕を、需給バランスの中に残しておくべきと考えられる。
- そこで例えば、参考となる市場として電気の取引であるスポット市場を見ると、各コマにおける需給バランス（売買の入札量比）はある程度ばらつきがあるものの、過去5年間の平均では売買のバランスは1.1程度となっている。
- ただし、スポット市場より流動性が低い本市場で需給バランスを1.2から1.1とした場合、23年度の証書供出量からすると、約90億kWh分だけ需給バランスがタイトになり、これは原子力発電所1基分を超える水準になる。
- したがって、一定の余裕を持たせつつその目標の着実な履行を可能とする環境として、そのバランスを上記90億kWhから半分程度に抑えている**1.15程度（外部調達比率12.0%)**とすることにしてはどうか。

※なお、第二フェーズにおいては、単年度毎での目標達成を求めることにしており、第一フェーズの複数年平均による達成方式と比べ、市場や相対における需要側の調達量が増加するとも考えられる（それだけ売れ残りのリスクも減るとも考えられる）。

【参考】需給バランスを変更することによる変化

- 現状のGFを6%引き下げた2023年度の証書供出量に対しての需要の変化。現行の需給バランス(1.2程度）から1.15程度にすると、当該年度でいえば需要側が従来よりも30億kWh程度変わる。

証書の需給バランス検証

単位：億kWh

		調達量	証書供出量 1,188
外部調達比率	13.0%	1,108	1.07
	12.7%	1,080	1.10
	12.0%	1,023	1.16
	11.6%	990	1.20
	11.0%	937	1.27
	10.0%	852	1.39
	9.0%	767	1.55
	8.0%	682	1.74

（補足）証書供出量（供給）と外部調達購入率（需要）によるマトリクス表。**表内の数値は供給量÷需要量。1を超えている場合は供給＞需要となる**。

【参考】2023年度における非FIT証書の需給量の試算値

- 前回の作業部会に基づくGFの低減率を反映させ改めて証書の供給量を試算すると、市場や相対に供出されうる証書量は**約1,188億kWh**と考えられる。

証書供給量
（推計）

単位：億kWh

証書供給想定量※1（A）	Aより内部取引量（推計）反映後（B）※2	FIT想定量（C）※3	証書供出量（D＝B-C）
約2,894	約2,438	約1,250	**約1,188**

※1 直近の2022年度供給計画取りまとめに基づく量。
※2 内部取引量の考え方ついては前掲を参照。
※3 2021年度買取実績と20年度の買取実績の増減率を基に、23年度の発電実績として推計。

2022年度の需要想定量と外部購入率

単位：億kWh

2022供計の2023年度需要想定量※4	外部調達比率に応じた購入必要量					
	13.0%	12.0%	11.0%	10.0%	9.0%	8.0%
約8,522	1,108	1,023	937	852	767	682

※4 直近の2022年度供給計画とりまとめに基づく値に、21年度の販売電力量における5億kWh以上のシェア(97%)を乗じた値。

【参考】他市場における売買入札量比率の状況

- 発電において非化石価値とともに生じる電気そのものの価値の取引状況も参考にすべく、**電力スポット市場の取引における売買入札量に関する推移**も確認。
- 具体的には、2017年度から2021年度のスポット取引での各コマの売買入札量から、買入札量と売入札量の比率（売入札量÷買入札量）を算出し、全コマの平均値を算出。
- その結果、各年度でばらつきがあるが、おおよそ直近5年間の各年度コマ平均値の平均は**1.1程度**であった。

電力のスポット市場 売買入札量のバランス	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	参考 2022年度 (4/1～12/21)
※コマ最大値	4.80	2.17	2.18	2.78	2.76	3.14
※コマ最小値	0.34	0.48	0.68	0.60	0.55	0.58
コマ平均値	**1.36**	**1.02**	**1.01**	**1.05**	**1.02**	1.11
参考：年度平均価格 （システムプライス） 円/kWh	約9.7	約9.8	約7.9	約11.2	約13.5	約22.1

※日本卸電力取引所のスポット市場取引結果を利用。http://www.jepx.org/market/index.html
※いずれも**売入札量÷買入札量**の値における最大と最小値を求めたもの。**1を超えていると売入札量＞買入札量**。

【参考】過去５年間における非化石電源の稼働実績と需要実績の推移

- 第一フェーズにおいて評価期間を複数年度とする根拠の一つとした非化石電源の稼働率について、過去5年間の供給計画と発電実績を比べると、原子力は総じて発電実績が計画値を大きく上回る一方、一般水力は計画値を若干下回っていた。
- 需要については、概ね計画値と同様の水準で推移している。

原子力	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	単位：億kWh
供給計画（A）	198	214	579	419	395	
発電実績（B）	313	621	610	370	678	５年間平均
B/A（比率）	**1.58**	**2.90**	**1.05**	**0.88**	**1.72**	**1.63**

一般水力	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	単位：億kWh
供給計画（A）	764	780	777	769	765	
発電実績（B）	786	755	751	735	736	５年間平均
B/A（比率）	**1.03**	**0.97**	**0.97**	**0.96**	**0.96**	**0.98**

※Aは過去5年間の供給計画（対象年度の前年度の供給計画における公表値）、Bは電力調査統計における発電実績より作成。

需要	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	単位：億kWh
供給計画（A）	8,805	8,889	8,905	8,818	8,667	
実績（B）	8,854	8,869	8,799	8,508	8,693	５年間平均
B/A（比率）	**1.01**	**1.00**	**0.99**	**0.96**	**1.00**	**0.99**

※Aは需要は過去5年間の供給計画（対象年度の前年度の供給計画における公表値）、Bは供給計画における推定実績より作成。

【参考】21年度の中間目標値における外部調達比率を考える際の視点

- 前回第51回の本作業部会においては、21年度における証書の需給双方の見通しのもと大凡のバランスの検証結果を報告させて頂いた。
- 前回のご議論においては、小売電気事業者の外部調達比率（調達必要量）を検討する中で、６％を検討の基本としつつも、20年度の需給バランスを考慮した検討や、非化石電源における稼働状況の変化による証書供給量の低下リスク、発電側としての証書の売れ残りリスク等も勘案した検討についてのご意見を頂いた。
- 前回の議論内容も踏まえ、今回外部調達比率を決めるにあたり、事務局側では以下の点を考慮していく必要があると考えている。

□ 非化石電源の稼働率減少や計画外停止による需給逼迫リスクを外部調達比率の設定段階においてどの程度考慮すべきか。

□ 証書の需給逼迫における価格面での高騰の抑制対策として、今回最高価格の見直しによる上限価格の引き下げを行う点。

□ 約定価格が最低・最高価格に継続して張り付くことなく、一定の価格変動が生じることによる市場としての本来の機能を果たす必要性。

□ 証書供給側における著しい減少（電源の稼働率の減少や停止等）においては、大幅な事情の変更に基づく速やかな目標値の再検討を行う点。

【参考】21年度の中間目標値における外部調達比率について①

- 外部調達比率を検討する上では、需給のいずれか一方が極端に多くなることを予め定めることで、価格が一定の値に張り付く（価格の硬直性）ことを招き、市場本来の価格の変動という側面を果たさない状況を避けることは重要。
- これまでの直近5年間の推移をみる限りでは、非化石電源における計画対比における稼働実績が大きく下振れたことはないと見受けられた。こうした状況を踏まえると、非化石電源側における稼働状況の変化を予め外部調達率において**過度に含めること**は、仮に電源側にこうした事象が生じなかった場合、証書の売れ残りを誘発しかねない。
- 他市場の取引状況として参考となるスポット市場においても、各コマにおける需給バランスには多少なりばらつきがあるものの、平均すればこれまで大凡1.2程度のバランスとなっている。
- また、証書の供給側におけるリスクが顕在化した際にも、今回最高価格の見直しの中において、現行制度の最低価格を活用していることもあり、**証書の需給逼迫による価格高騰時においても、価格水準が現行制度より高くなる懸念は回避される**と考えられる。

【参考】21年度の中間目標値における外部調達比率について②

- 他方、流動性がスポット市場対比低いと想定される本市場においては、少なくともスポット市場の平均的な需給バランス程度には需給バランスが確保されていることも合理的と考えられる。
- また、仮にリスクが顕在化した際にも一定程度の需給について供給に余裕を持たせることは、市場参加者のリスクセンチメント（市場心理）を和らげる効果もあると考えられる。
- これら他市場の需給バランスの直近数年間の状況や価格面での抑制措置、さらに大幅な市場の変更等の対応策、また電源側とのバランスを鑑み、21年度については**5%**を外部調達比率として設定してはどうか。
- なお、高度化法における中間目標については、2030年に向け段階的に需給をバランスさせることになるため、第１フェーズにおいても22年度の外部調達比率については、相応の引き上げを行うことが基本となる点は留意が必要。

21年度の証書の供給想定量と外部調達必要量とのバランス

単位：億kWh
（四角枠内は比率）

			証書供給想定量
			750
外部調達比率	6.0%	720	1.04
	5.0%	**633**	**1.18**
	4.0%	547	1.37

※**表内の数値は証書供給想定量÷外部調達必要量。1を超えていると供給＞需要**。
※**20年度の外部調達必要量と購入実績量との差（21年度以降で調達必要）は約200億kWh程度**と推計。

【参考】2023年度の中間目標値の設定に向けた非FIT証書の需給の検証

検証における前提

- 利用した基本データ

直近の2022年度供給計画取りまとめにおける、2023年度の全国大での非化石電源からの想定供給電力量および需要想定量を利用。

- 証書の供出量

上記供給計画における23年度の一般水力、原子力、太陽光、風力、地熱、バイオマス、廃棄物の供給電力量から、各社の内部取引量およびFIT発電量相当を控除した量を供出量。

- 需要想定量

上記計画における2023年度の電力需要量に、22年度の5億kWh以上のシェアを乗じた値。

- 内部取引量

グランドファザリング(GF)設定基準年(2018年度)における全国平均の非化石電源比率から6%引き下げた値または各報告対象事業者の非化石電源比率を用いて、内部取引量を算定。

- FIT発電量想定量

2021年度の年間買取実績を基に、22年度と21年度の第一四半期（4-6月期）の発電増加率を乗じて、23年度の推計値とした。

【参考】第二フェーズにおける内部取引量の算定の考え方

- 非化石証書の内部取引量については、以下の方法で算定。

◆ **<u>GF設定対象外</u>**の場合：8.23%

2018年度の全国平均非化石電源比率を6%引き下げた値(16.86%)－激変緩和量（8.63%）

◆ **<u>GF設定対象</u>**の場合　：X＜8.23%

2018年度の各事業者の非化石電源比率－激変緩和量（8.63%）

- 上記数値に対して掛け合わせる数量については、2023年度の供給計画における小売側の販売電力量（送電端）より試算。

【参考】需給バランスに基づく目標値設定のイメージ

第71回 制度検討作業部会
（2022年10月31日）資料6

- 制度見直し後での中間目標値における外部調達比率の設定方法のイメージ図。
- 市場や外部との相対で供出可能となる量に対し、年度毎の購入必要量を決める方法。

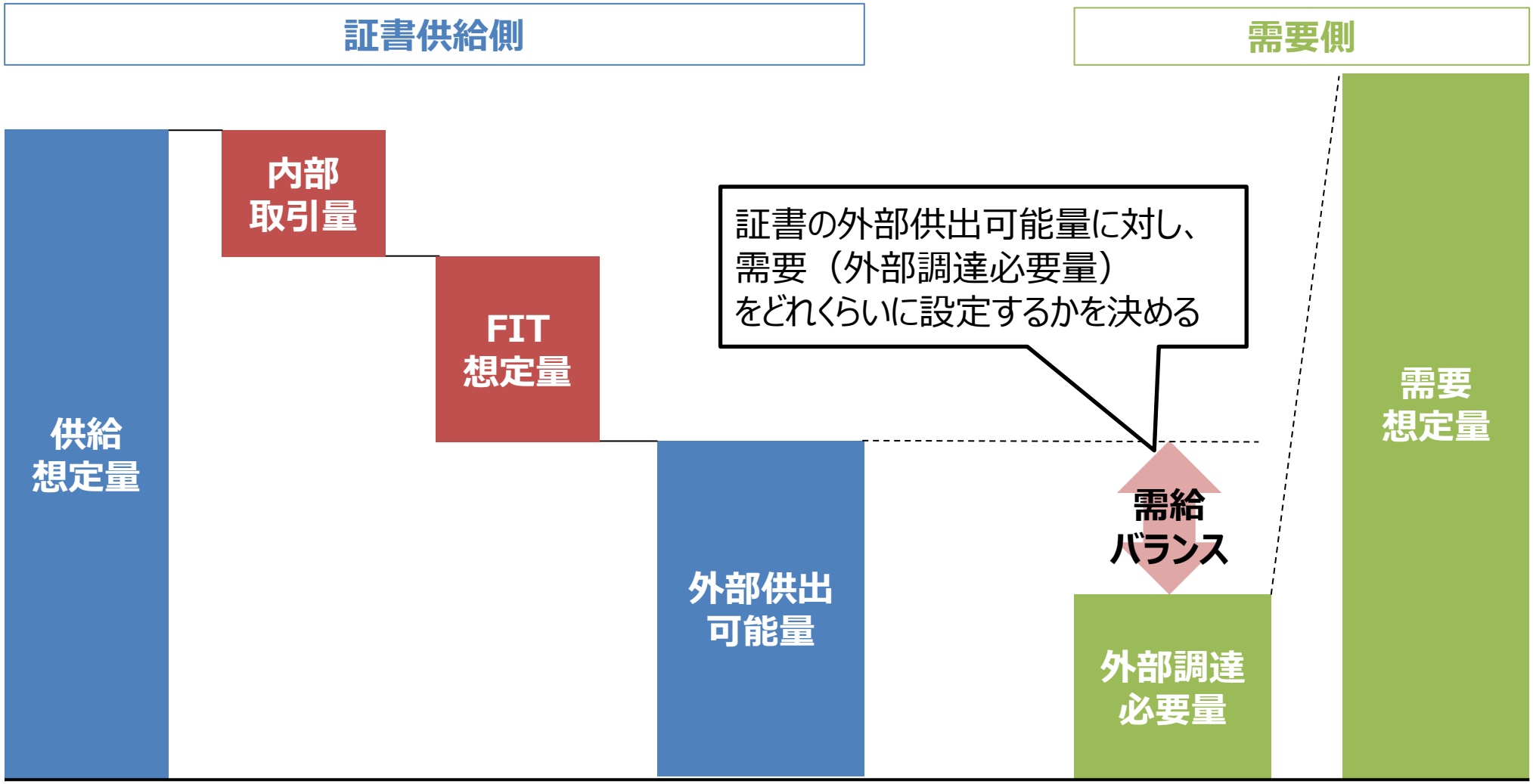

【参考】2023年度の中間目標値における数値のイメージ（試算）（GF対象外事業者の場合）

中間目標値の算定諸元	23年度の目標値
A.中間目標対象年度の想定非化石電源の供給量からFIT発電量相当を控除し、需要電力量で割った比率	19.30%
B. 各社毎のGF量(例：GFが0%の場合)	0.00%
C. 全中間目標値設定対象事業者のGF量の平均値	2.24%
D. 外部調達比率に応じた調整項目	1.36%
E. 2023年度の中間目標値(A－B＋C－D)	20.18%

(参考）証書の外部調達比率	**12.0%**

1．高度化法義務達成市場の足下の動向

2．2023年度の需給バランスについて

3．配慮措置について

第二フェーズの配慮措置について

- 前回の本作業部会においては、配慮措置の対象となる未調達事業者に対し、翌年度の目標の必要量に上乗せするなどの方策で公平性を維持する必要性について御意見をいただく一方、実際の実務上での困難さについても合わせて御指摘をいただいた。
- 本措置おいては、前回の内容で御提示したとおり、その措置の対応内容としては、各年度の目標の達成状況の事後的な評価において、指導・助言の対象外とした。
- 一方、当該措置については、事業者の責めに帰さない事象として、証書の全体（マクロ）の需給バランスが少なくとも1.0を下回った場合（または下回る見込みが非常に高いと考えられる場合）を発動の水準とすることとした。
- したがって、仮に当該措置が発動された場合においては、その適用対象については、個別事業者毎に適用するのではなく、**対象事業全体に上記の措置が一律に適用されるものとしてはどうか**（対象事業者全てが、同じように指導・助言の対象外となる）。
- なお、発動のタイミングの精査については、前回のようなアンケートの実施を一つの手段としつつ、運用において適宜対応していくことにしてはどうか。
- また、第一フェーズにおいて導入した、対象事業者が最終オークションにおいて需給が逼迫したことによりやむをえず目標達成が困難となった際の配慮措置については、第二フェーズにおいても引き続き採用することにしてはどうか。

【参考】第二フェーズにおける配慮措置について①

- 前回の本作業部会においては、第二フェーズを2023年度から3年間とした上で、**目標の評価方法を毎年の単年度評価とすることについて、特に大きな異論はなかった**。
- その際、事業者の責めに帰さない事象として、**非化石電源の停止による大幅な供給減少が生じた場合の対応**については、第一フェーズで導入した大幅な事情変更時の評価における配慮措置を基本としつつ、今後検討を深めていくこととした。
- 第一フェーズにおいては、非化石電源の稼働停止や出力の低下などにより、証書の流通量が著しく減少するなど、**目標の達成に係る大幅な事情の変更が見込まれる場合には、必要に応じて目標値に関する検討を行う**こととしている。
- 第二フェーズにおいて同様の事象が生じた場合の配慮措置については、事業者の予見可能性を確保する観点から、**具体的な対応内容や当該措置が適用されうる水準について、事前に明確化しておく必要**がある。

非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準　令和2年 経済産業省令　第79号

ただし、**国は、各年度において、中間目標値を定めた後に、非化石電源による供給電力量の変更等による非化石証書の流通量の著しい減少その他の中間目標値の達成に係る大幅な事情の変更が見込まれる場合には、必要に応じ、中間目標値に関する検討を行うものとする**。

【参考】第二フェーズにおける配慮措置について②

- 適用内容や発動水準については、以下を基本とすることとしてはどうか。

□ 適用内容

- 証書供給量の著しい低下など、事業者の責めに帰さない事象により目標達成が明らかに困難である場合、当該**事象発生後に目標値を再検討していると、時宜を逸する可能性**がある。
- このため、**各年度の目標の達成状況の事後的な評価において、指導・助言の対象外としてはどうか**。（※ただし、個別事業者へのヒアリングなど精査を行った上で、最終的に個者別に適用の可否を検討）

□ 発動水準（発動のタイミング）

- 配慮措置は、市場の需給バランスでは対応困難として特例的に発動されるものであることから、**発動水準となる目安については、目標設定の需給バランスに応じたものとしてはどうか**。
- 具体的には、例えば、需給バランスが少なくとも1.0を下回った場合（または下回る見込みが非常に高いと考えられる場合）としてはどうか。
- なお、その判断をする契機については、年度途中に実施するアンケート等から把握することが考えられる。

【参考】第１フェーズの評価における配慮措置について

- 前回の作業部会では、第1フェーズの評価方法については概ねご賛同いただいたものの、21年度までの目標未達分の解消への懸念から、それまで目標達成に真摯に取り組んできた事業者が、来年度に証書不足で目標が未達になった場合の措置の必要性について、ご意見を頂いた。
- 前回のご意見も踏まえ、万が一、22年度に証書の需給がひっ迫し、目標達成が困難になる事業者が生じた場合は、公表の際に「未達成」に分類した上で、（**証書供給量が不足する等）需給バランスが著しく悪化したためやむを得ず未達になった旨を注記するとともに、指導・助言の対象外としてはどうか。**
- なお、上記の措置は、**23年5月の最終オークションにおいて買入札したものの、売り切れが発生し購入できなかった場合に適用が検討されることとしてはどうか。その際、20・21年度の調達状況や、著しく低い価格での入札の有無、相対取引による購入努力等を、ヒアリングにより精査した上で、適用の要否を判断**してはどうか。
- 上記の措置は、あくまで緊急措置としての位置づけである。制度の見直しに伴い、目標値は証書の需給に基づいた外部調達比率により設定されることとなったため、基本的にはこれまでの未調達分は極力21年度に調達されることが望ましい。

＜公表のイメージ例＞

目標達成事業者	目標未達成事業者	未達率	備考
A社、B社、C社、D社・・・	V社※	5%未満	※22年度は証書の不足により、やむを得ず未達成
	W社	5%以上20%未満	
	X社	20%以上	